フリファク加盟店約款

フリファクの加盟店約款(以下「本約款」といいます)は、フリファク(以下「当社」といいます)が提供するマッチングサービスを利用する利用者および加盟店と当社の間に適用されるものをいいます。

加盟店を希望する事業者は、予め本約款にご同意いただいた上で、立替買取サービスにおける入出金業務を実際に行うことによって、本約款に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。

第1条(定義)

本約款における各種用語の定義は、以下のとおりとします。

- 1. 「フリファクのマッチングサービス」(以下「本サービス」といいます)とは、資格を持つ利用者の立替えている未収金を評価・確認し、立替額に対して、加盟店が支払う譲渡代金を、利用者と加盟店に代わって中立に決定し、取引契約の締結までを電子的に代行する業務をいいます。
- 2. 「利用者」とは本サービスを利用して、未収金を譲渡する個人および事業主をいいます。
- 3. 「加盟店」とは本サービスを利用して、未収金を買取る法人をいいます。
- 4. 「資格を持つ」とは、利用者が加盟店に対してのみ譲渡できる未収金を正に有していることをいいます。
- 5. 「評価・確認」とは、利用者の取引履歴などから譲渡する未収金の存在および資金化までを評価・確認することをいいます。
- 6. 「中立」とは、フリファクは第3者機関として、取引を電子的に代行し、有効な契約の締結と確実な代金振込みまでを行うことをいいます。
- 7. 「電子的に代行」とは、本サービスが通話・通信によって非対面で行われることをいいます。
- 8. 「代行」とは、本サービスは利用者と加盟店の2者間取引であることをいいます。
- 9. 「振込保証」とは、成約取引代金額を利用者の指定する口座に確実に振込むことをいいます。
- 1O. 「事務手数料」とは、利用者が本サービスの利用に際して当社に支払う手数料をいいます。
- 11. 「代行手数料」とは、加盟店が本サービスの利用に際して、当社に支払う手数料をいいます。
- 12. 「送金手数料」とは、利用者が送金サービスの利用に際して、加盟店支払う手数料をいいます。
- 13.「引受保証」とは、利用者に書類不備がない場合に、加盟店で引受できないときに当社が加盟店に代わって引受ることをいいます。

第2条(契約方法)

- 1. 加盟店を希望する者(以下「申請者」といいます)は、直接当社に対して加盟店の申請(以下「申請」といいます)を行います。
- 2. 当社は、自己の自由な判断によって、当該申請を承諾および拒否することができます。
- 3. 当社は、申請に対する諾否の判断に必要な情報を申請者に求めることができます。
- 4. 当社が、申請を承諾し、業務委託契約書(加盟店向け)を締結した時点で当該申請者は加盟店となります。

第3条(加盟店の登録資格事項)

- 1. 犯罪による収益の移転防止に基づき、法人の株主および役員などの構成が明らかでない 法人は 加盟登録できません。
- 2. 関係諸官庁の許認可等が必要な場合に、手続および届出を証明する関連書類を本サービス利用 開始前に当社に提出することができない法人は加盟登録できません。

第4条(加盟店の義務)

加盟店は、本サービスの利用にあたり、関連諸法規を遵守するものとし、利用者や他の加盟店を錯誤に陥らせるおそれのある説明および表示等をせず、当社の信用、名誉を毀損することのないよう努めなければなりません。

第5条(代行手数料の支払方法)

- 1. 加盟店は、当社に対し、その当社が開発した利用者が本サービスで取引を行う毎に、別途定める代行手数料と消費税を毎日集計し、業務終了時に差引き支払うものとします。
- 2. 加盟店は、広告料の実費を負担しなければなりません。
- 3. 加盟店は、電子契約システムにかかる実費を負担しなければなりません。

第6条(加盟店登録の抹消および再登録)

- 1. 加盟店はいつでも登録を抹消することができます。
- 2. 前項の加盟店登録を抹消した加盟店はいつでも再登録ができます。

第7条(制限の禁止)

当社は加盟店に対し、正当な理由なく登録を拒絶したり、登録を要求したり、登録抹消を拒んだり、再登録を要求したり、加盟店の自由意志を阻む制限を行いません。

第8条(通知)

1. 当社から加盟店に対する通知は、別段の定めのある場合を除き、加盟店が業務代行契約

書および通知先変更届により当社に通知したメールアドレス宛の電子メールにより行います。但し、 通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行います。

- 2. 当社から加盟店への電子メールは、加盟店のメールアドレスへの到着をもって加盟店に 通知されたものとします。但し、前項但し書きの場合を除きます。
- 3. 加盟店は、当社からの通知の有無およびその内容を確認するため、当社に連絡先として届け出ているメールアドレスの電子メールをその営業日において毎日 1 回は閲覧できる体制を維持するものとします。加盟店において通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段を当社に通知することとします。
- 4. 加盟店は、業務代行契約書その他の書類により当社に届出た、氏名、商号、本店所在地、代表者、電話番号、連絡先メールアドレス、銀行口座、ウェブサイトの URL、LINE ID、その他の重要な事項を変更する場合は、当社が定めた様式をもって、事前に書面にて届出なければなりません。
- 5. 加盟店は、前項の届出が無いために、当社からの通知、送付書類、その他のものが延着または不到達となったとき場合には、それらが通常到着すべきときに到着したものとみなされることに同意したものとみなします。
- 6. 当社と加盟店との通知、連絡等の通信は日本語で行います。

第9条(本サービスの停止又は中断)

- 1. 当社は、以下の各号に該当する場合には、本サービスの一部および全部を停止する事ができるものとします。
- ① 本サービスの定期的な点検・補修を行う場合。
- ② 本サービスの適正な運用のため、特に点検・補修・改修が必要と当社が認めた場合。
- ③ 本サービスに使用する通信回線が輻輳による使用困難および使用不能な場合。
- 2. 当社が前項に基づきサービスを停止する場合には、予め、その理由、実施期日および期間を加盟店に通知します。但し、緊急の場合、火災、停電、地震等の天災、その他の不可抗力による場合は除きます。
- 3. 当社は、本サービスにおいて情報伝送に用いる第三者の回線および通信に起因する、並びに加盟店の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等の本サービスの運営障害について一切の青を負いません。

第10条(秘密保持および個人情報保護)

- 1. 当社および加盟店は、本契約締結の検討、本契約の履行を通じて知り得た相手方の業務上、技術上、その他の一切の営業秘密を守るものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
- ① 開示の時点で既に公知の情報、その後開示を受けた当事者の責によらずして公知とな

った情報

- ② 開示を受けた当事者が、第3者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ③ 開示の時点で既に開示を受けた当事者が保有している情報
- ④ 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- ⑤ 開示した当事者が、第3者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- ⑥ 裁判所、官公庁、弁護士会その他の公的機関から法令に基づいて開示を求められた情報 (但し、開示前に文書で相手方に通知するものとします)
- 3. 当社が業務の処理を第3者に対して委託することにより、当該第3者が互いの秘密事項に接することになる場合は、当社は、当該第3者に対して、本条と同様の守秘義務を課すと共にこれを遵守させることとします。
- 4. 当社および加盟店は、本サービスの運用並びに本サービスを利用した取引にあたって取得する利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57号)の規定、その他の関連法令に準拠して適切に保護するものとします。

第11条(債権、権利、契約上の地位の譲渡等の禁止)

- 1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾なき限り、本契約に基づく相手方(利用者)に対して有する債権および本契約上の地位を、第3者に譲渡、貸与、質入れ、その他担保として提供する等の処分はできないものとします。
- 2. 合併および会社分割等により、本契約に基づく権利並びに本契約上の地位を加盟店から 包括承継した者は、包括承継の日から 30 日以内に、当社にその旨を通知しなければなりま せん。

第12条(公租公課)

印紙税、消費税等租税公課の課税のある場合、加盟店がこれを負担するものとする。但し、 当社の収益より控除すべき租税公課はこれに含まれません。

第13条(損害賠償)

- 1. 本サービスは利用者と加盟店との2者間取引であり、加盟店が本約款に違反することにより、本サービスの利用並びに提供に関して、相手方(利用者)に損害を与えた場合、その損害を加盟店が賠償するものとします。
- 2. 本サービスを利用して取引する利用者および加盟店が被った直接且つ現実の損害、また機会損失等の間接損害含め、当社が負担する損害賠償責任は一切ありません。
- 3. 当社は、本約款の履行が、停電、過剰アクセス等によるシステムダウン、地震、洪水、法令の改廃、所轄官庁の命令その他の不可抗力の事由によって不履行若しくは遅滞となった場合も、加盟店に対し損害賠償の義務を負わないものとします。

第14条(有効期限)

本契約の有効期間は、締結の日より 1 年間とし、その期間満了の日より 3 ヶ月前までに 当社に対して、書面による更新拒絶の意思表示が無いときは、さらに同条件で 1 年間延長 するものとし、以後も同様とします。

第 15 条(解除)

- 1. 当社は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通知および催告なくして、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- 1 本契約に定める義務に違反し、当社から相当の期間を定めて催告したにもかかわらず改善されなかった場合
- 2 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
- 3 自ら振り出した約束手形および小切手の不渡りを一回でも起こした場合
- 4 破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算の申立および申し立てられた場合
- 5 差押、仮差押え、仮処分その他の強制執行の申立ておよび租税滞納処分を受けた場合
- 6 著しい資本減少、営業廃止、営業停止および解散の決議をした場合
- 7 当社に対する債務の弁済を一月以上遅滞した場合
- 8 財政状態が著しい悪化およびそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- 9 その他、加盟店が反社会的勢力と関係した場合など本サービスの運営上望ましくないと 当社が判断した場合

第16条(反社会的勢力の排除)

- 1. 加盟店は、本件業務を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロおよび特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます)
- ② 暴力団員等が経営を実質的に支配および関与していると認められる関係を有すること
- ③ 暴力団員等を利用して、自己および第三者の利益を図る目的並びに第三者に損害を加える目的を有すること
- ④ 暴力団員等に対する資金等の提供および便宜を供与するなどの関係を有すること
- ⑤ 役員および実質的経営者が暴力団員等と関係を有すること

第17条(約款の変更)

1. 当社は、監督官庁の指導を受けた場合などのほか、マッチングサービスの運営上で支障がある場合、予告なく、本約款の内容の変更を、当社のウェブサイト上に掲載し、各加盟店に対して当社に登録されているアドレス宛の電子メールで通知することにより、本約款を

変更することができるものとします。

- 2. 本約款の変更に不服のある加盟店は、当社に書面によって申し入れることにより、本契約を解約し、加盟店登録を抹消することができます。
- 3. 加盟店が解約の申し入れをしなかった場合には、加盟店は変更された約款を承認したものとみなします。

第18条(契約終了後の取扱)

- 1. 本契約が終了した場合であっても、その終了の時に既に発生している債権、債務は、履行の完了まで有効に存続するものとします。
- 2. 本契約終了の際には、加盟店の費用と責任をもって、本サービスに関する資料等を当社の指示する方法により処分するものとします。
- 3. 本契約終了に伴う加盟店が取引する利用者への通知や対応は加盟店がその費用と責任をもって行うものとします。
- 4. 本契約終了後も、第4条、第10条、第12条および第13条に定める各条項は存続するものとする。

第19条(競業避止義務)

- 1. 本サービスを利用する加盟店は、本サービスと競合し、利益の衝突を来すおそれのある競業取引をしてはなりません。
- 2. 加盟店登録を抹消した場合であっても、抹消後3年間は、当社の書面による事前の許可を得ることなく、次の行為を行いません。
- ① 当社と競業関係に立つ事業者に在籍、就職若しくは役員に就任すること。
- ② 当社と競業関係に立つ事業者の提携先企業に就職若しくは役員に就任すること。
- ③ 自ら開業し、当社と競業関係に立つ事業を行うこと。

第20条(監督官庁の指導)

- 1. 当会社は、なんらかの事由で、監督官庁からの指導がある場合は、本契約を停止することができます。
- 2. 加盟店が本サービスを利用し、自らが監督官庁の承認を得て利用する場合には上記の限りではありません。

第21条(準拠法)

本契約は、日本国の法律に基づき解釈・実施されるものとします。

第22条(専属的合意管轄裁判所)

当社および業務委託店の間で、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、

福岡簡易裁判所あるいは福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条(協議事項)

本約款に定めのない事項、または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社および加盟店は、信義誠実の原則に則り協議するものとします。

附則

本約款は、令和2年7月9日より適用されます。

令和 2 年 7 月 9 日制定